

令和2年3月1日

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和7年3月までに、全従業員（パート従業員含む）の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上取得促進

- 令和2年4月～年次有給休暇の取得状況について把握する。
- 令和3年4月～社内に検討委員会を設置し、検討を開始する。
- 令和4年4月～計画的な取得に向けての管理職研修の実施
- 令和5年4月～具体的に取得の促進に必要な適正な有給休暇の付与日数・残日数等の情報を周知させると共に有給休暇取得状況・予定表を掲示する。
- 令和6年4月～前年の年次有給休暇取得実態を把握し、問題点の検討・対策を講じる。